

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	奄美市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.amami.lg.jp/kikaku/20170317.html">http://www.city.amami.lg.jp/kikaku/20170317.html</a>

執行機関名 奄美市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱(平成21年奄美市告示第47号)による在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を目的とした酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)別表第1 第7の項 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱(平成21年奄美市告示第47号)による在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を目的とした酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱(平成21年奄美市告示第47号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、社会復帰等の促進を図り、もって当該障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>	<p></p>	<p>奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱(平成21年奄美市告示第47号)</p>